

## 徳島市立小・中学校及び高等学校音楽コンクール等参加補助金交付要綱

第1条 市長は、本市の小・中学生及び高校生の音楽活動の振興を図り、もって市民の文化の発展に資するため、徳島市立小・中学校及び高等学校が次条に掲げる大会の出場に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる大会等は、各種音楽コンクールの徳島県大会が徳島県外を会場として開催される場合に限ることとする。

（対象経費及び限度額）

第3条 補助金対象経費は、前条に掲げる大会等の出場に要する経費のうち、バスや楽器運送用トラック等の車両借上げ料に相当するものとする。

2 補助金の限度額は、1団体につき180,000円とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、大会出場日の1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。ただし、出場決定してから大会出場までの期間が1ヶ月未満のときはこの限りでない。

(1) 大会要項

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び交付の条件）

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。この場合、交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付することができる。

（変更交付申請）

第6条 交付申請者が、第4条に基づき交付申請を行った後、その申請内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 補助金の交付を受ける者は、徳島市指定の請求書により補助金の交付請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第8条の規定により、請求書を受理したときは大会出場前に補助金を交付する。ただし、やむを得ない理由があるときは、大会出場後に交付することができる。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、大会終了後30日以内に実績報告書（様式第3号）を、市長に

提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次に各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金をその目的に使用しなかった場合。
- (2) 虚偽の申請もしくは不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 大会等の出場を辞退もしくは取り消されたとき。
- (4) 大会等が中止されたとき。
- (5) 当該交付要綱の規定又は交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の全部または一部の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金がすでに交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。